

絹地区まちづくり構想

令和7年3月

絹地区まちづくり推進協議会

目 次

1. 地区の位置づけと現況・課題

1-1	地区の位置づけ	1
1-2	地区の現況と特性	7
1-3	地区のまちづくり課題	21

2. まちづくりの目標

2-1	まちづくりの基本的な考え方	23
2-2	地区の将来像	23
2-3	まちづくりの基本目標	24

3. まちづくりの方針

3-1	土地利用に関する事項	26
3-2	都市施設に関する事項	28
	(1) 道路・交通体系について	28
	(2) 公園・緑地について	31
	(3) 公共公益施設等について	33
	(4) 供給処理施設等について	34
3-3	建築物等に関する事項	35
3-4	その他について	37
■	地区まちづくり構想図	39

4. まちづくりの実現化方策

4-1	構想実現に向けた考え方	40
4-2	まちづくり重点項目	41
■	まちづくり重点プロジェクト図	43

1. 地区の位置づけと現況・課題

1-1 地区の位置づけ

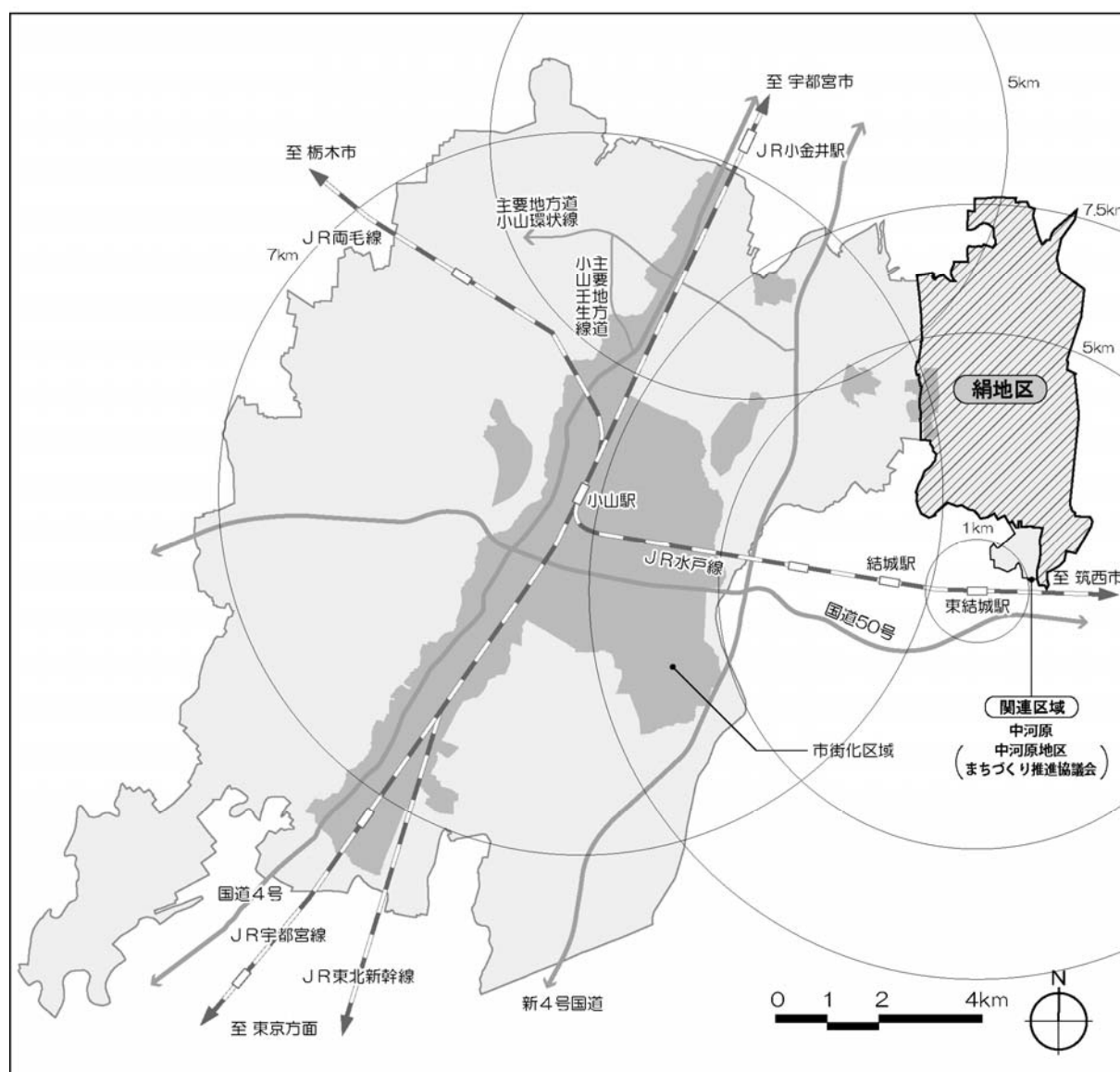
(1) 地区の位置

絹地区は小山市の北東部に位置し、地区の東側縁辺部は市境にあたり、北側は栃木県下野市、東側は茨城県筑西市、南側は茨城県結城市に隣接しています。

結城市にあるＪＲ水戸線の結城駅や東結城からは約1.0kmから7.5km圏内の立地となっている一方で、小山市にあるＪＲ宇都宮線の小山駅からは約7.0km以上、小金井駅からは約5.0km以上離れています。

地区の東端を南北に鬼怒川、西端を南北に田川が流れており、低地が大半を占めています。また、地区の西側には、小山東部産業団地が立地しています。

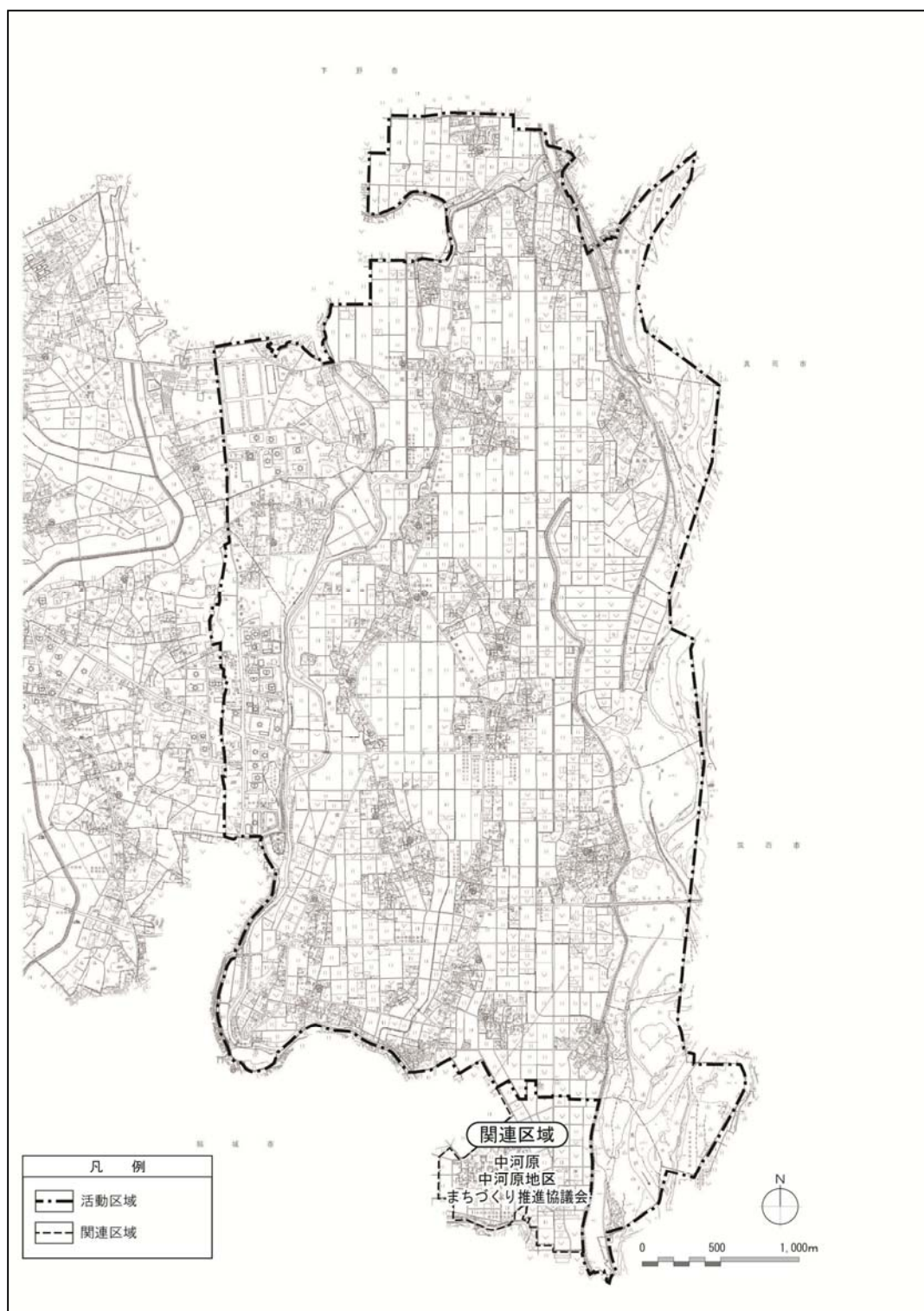
■ 位置図



(2) 対象範囲

対象範囲は、小山市大字田川、延島、延島新田、高椅、福良、中島、梁（約1,618ha）とします。なお、中河原地区（中河原地区まちづくり推進協議会）は関連区域とします。

■ 活動区域図



(3) 上位関連計画

小山市都市計画マスタープランにおいて、絹地区は絹地域にあたり、まちづくりの整備目標として、「自然資源や農業環境と調和した良好な集落環境の形成」、「地域生活の利便性を高める移動交通環境の向上」、「美しい自然景観や誇れる歴史的資産の保全・活用」、「地域生活やコミュニティ活動を支える拠点の充実」などが掲げられています。

また、絹地区に関わる整備方針の主な内容は、以下のように整理されます。

■ 絹地域整備方針

● 土地利用

【豊かな田園生活環境の充実と優良農地の保全】

- 優良農地と豊かな平地林・社寺林等の保全及び育成
- 既存集落地における便利で美しい生活環境の向上・改善

…等

【自然環境に配慮した土地利用】

- 鬼怒川や田川などの自然環境の保全・活用
- 地域内のまとまった平地林や斜面林等、貴重な自然の保全・育成
(平地林保全の拠点ゾーン)
- 小山東部工業団地における、地区計画制度の適用による、良好な周辺環境と調和した工業地の形成

…等

● 道路・交通

【小山市全体や地域の骨格を形成する道路網の整備・充実】

- 幹線道路・補助幹線道路等の整備推進と生活に身近な道路の整備検討
- 集落間や鬼怒川河川敷を連絡するサイクリングロードなど、自転車利用環境の整備検討

…等

【公共交通網の整備等による便利な交通ネットワークの形成】

- 小山駅周辺や主要な公共施設、周辺地域などを連絡するコミュニティバス・乗合タクシー等の整備

…等

● 公園・緑地

【自然環境や歴史的資産の保全・活用とネットワークの形成】

- 鬼怒川及び中島グラウンド、鬼怒緑地運動公園の活用
- 鬼怒川河川敷のスポーツ・レクリエーション空間としての活用等
- 寺野東遺跡の史跡公園としての整備・活用
- やすらぎの森の適切な維持管理
- 身近な歴史的資産の保全とまちづくりへの活用
- 周辺地域等とあわせた、自然資源や歴史的資産等を連絡するネットワークの形成

…等

【自然環境の保全によるふれあい空間の創出】

- 社寺林等の緑地空間の保全・育成
- 神社付帯遊園の活用
- 一定規模の集落等における、地区計画制度等を活用した生垣・宅地内緑化の誘導検討

…等

● 都市景観

【田園と調和した美しい集落景観の創出】

- 平地林や里山、集落地内の社寺林等、自然景観の保全・育成
- 美しい田園景観の創出とその保全・育成

…等

【鬼怒川や緑地と一体となったうまい自然景観の創出】

- 鬼怒川や田川の河川景観の保全
- 鬼怒川沿いの川の一里塚における桜の植樹など、市民と協調した河川景観の創出・維持

…等

● 都市防災

【雨水処理機能の向上や安全な防災施設の確保等】

- 都市基盤【都市の防災性向上】
 - ・ 建築物の新築や建替え時における不燃化及び耐震性の向上
 - ・ 幹線道路網や生活道路の拡幅・改善整備推進
 - ・ 橋梁における必要な防災性能の確保
 - ・ 河川改修等の整備推進
- 避難地・避難路、防災拠点【安全な防災施設の確保・整備】
 - ・ 緊急輸送路や避難経路となる幹線道路や生活道路の整備・拡充
 - ・ 学校や公園など拠点的避難場所の確保・整備
 - ・ ブロック塀の生垣化などによる、安全な避難経路の確保
 - ・ 消防署等の消防施設の機能充実
 - ・ 地域防災拠点となる学校や公民館等の不燃化と耐震性能の強化

…等

…等

● 河川・供給処理施設

【都市施設の整備・充実】

- ・計画的な河川改修や調整池の整備、農業用水の安定的確保など、総合的な治水・利水対策の促進
- ・河川の水質保全と周辺緑地の保全
- ・多自然型護岸やピオトープ、桜堤や遊歩道の整備など、市民が気軽に水辺に親しめる憩いの親水空間としての河川環境整備推進
- ・工業団地における安定した水源確保と、工業用水の効率的利用のための工業用水リサイクルの推進
- ・農業集落排水の整備、及び合併処理浄化槽の普及推進
- ・市民の環境に対する意識やマナーの向上、市民を中心とした環境保全、美化活動の推進

…等

● 公共公益施設

【小山市全体や地域の拠点となる公共公益施設等の機能充実】

- ・市民生活・コミュニティの拠点となる施設の整備・機能充実
- ・学校教育・地域活動関連施設等の整備・機能充実
- ・公共施設等の総合的利便性を向上するネットワーク機能強化
- ・公共施設等のバリアフリー化推進

…等

【地域コミュニティの拠点となる公共公益施設等の適正配置、機能充実及び維持管理等】

- ・絹公民館のコミュニティ拠点としての機能充実
- ・栃木県紬織物指導所の維持・活用
- ・高齢者の生きがい活動拠点等の整備

…等

■ 絹地域まちづくり目標図

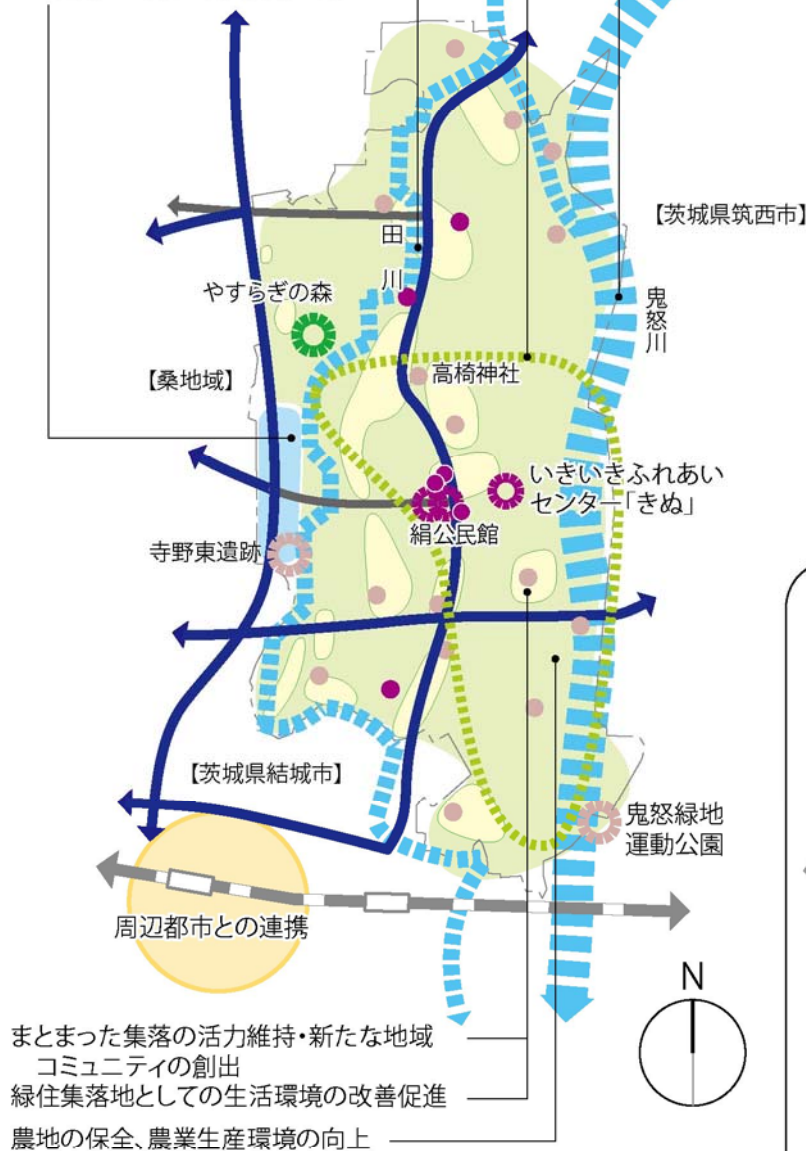
鬼怒川の水辺空間の保全・活用

平地林の保全

(平地林保全の拠点ゾーン: 東部平地林)

田川の水辺空間の保全・活用

小山の活力を支える工業団地における周辺環境との調和に配慮した適切な環境整備・景観整備



まとまった集落の活力維持・新たな地域コミュニティの創出
緑住集落地としての生活環境の改善促進
農地の保全、農業生産環境の向上

【その他の目標】

- ・日常生活の軸となる安全・便利な道路軸の整備
- ・地域の実態に即した公共交通網の整備による移動交通環境の向上
- ・平地林や社寺林、歴史的資産の保全、まちづくりへの活用
- ・既存の公共公益施設や未利用施設等の有効活用と機能充実
- ・美しい自然環境の保全・良好な田園景観の創出

【凡 例】

- 田園・自然系土地利用：緑住集落地
- 田園・自然系土地利用：農地
- 河川軸
- 鉄道
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 都市内補助幹線道路
- 交通拠点
- 地域の拠点となる公園
- 自然環境・歴史文化の拠点
- 公共公益施設：拠点施設
- 公共公益施設：その他の施設
- 地域に身近な公園・歴史的資産等

1－2 地区の現況と特性

(1) 社会的圏域

「絹地区まちづくり推進協議会」活動区域内の社会的圏域は、以下のように整理されます。

① 字 界

地区は、大字田川、延島、延島新田、高椅、福良、中島、梁の7つから構成されています。

② 自治会界

地区内には、21自治会（篠原、舟戸、延島上、延島中、延島下、延島新田、新川、西高椅、中高椅、下高椅、上福良、中福良、請地、中島、上梁、西梁、下梁、休、福良橋、台、岸福）が組織されています。

③ 小・中学校界

地区は、全域が絹義務教育学校の学区（旧絹中学区、旧延島小学区、旧福良小学区、旧梁小学区）に含まれています。

(2) 法的規制状況

「絹地区まちづくり推進協議会」活動区域内の法的規制状況は、以下のように整理されます。

① 地域地区

地区は、ほぼ全域が市街化調整区域になっており、一部、小山第二工業団地、小山東工業団地、小山梁工業団地、小山東部産業団地が工業専用地域になっています。

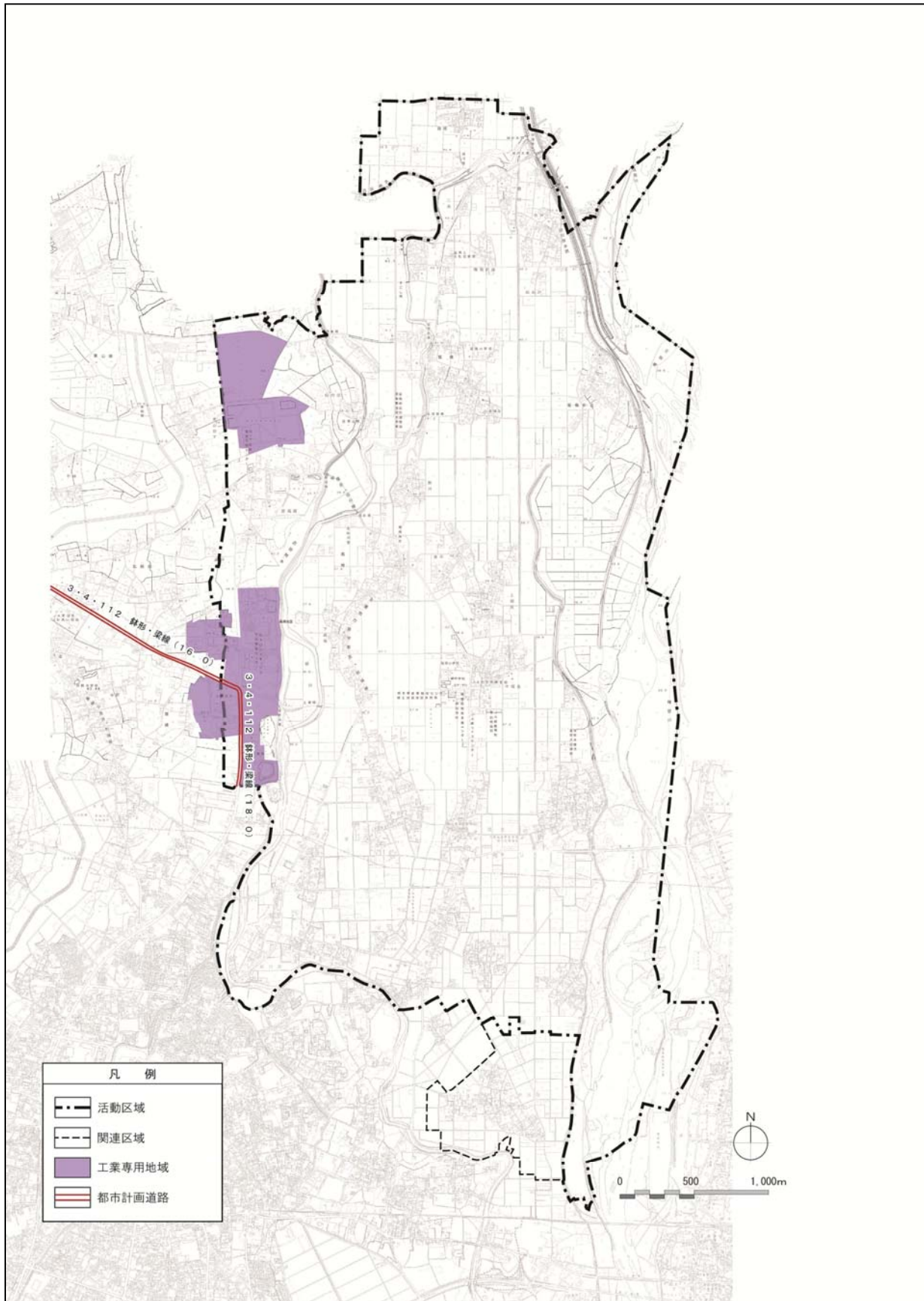
② 都市計画道路

都市計画道路は、地区西部にある工業団地に「3・4・112 鉢形・梁線」が位置付けられていますが、その他の大部分では、特に位置付けられていません。

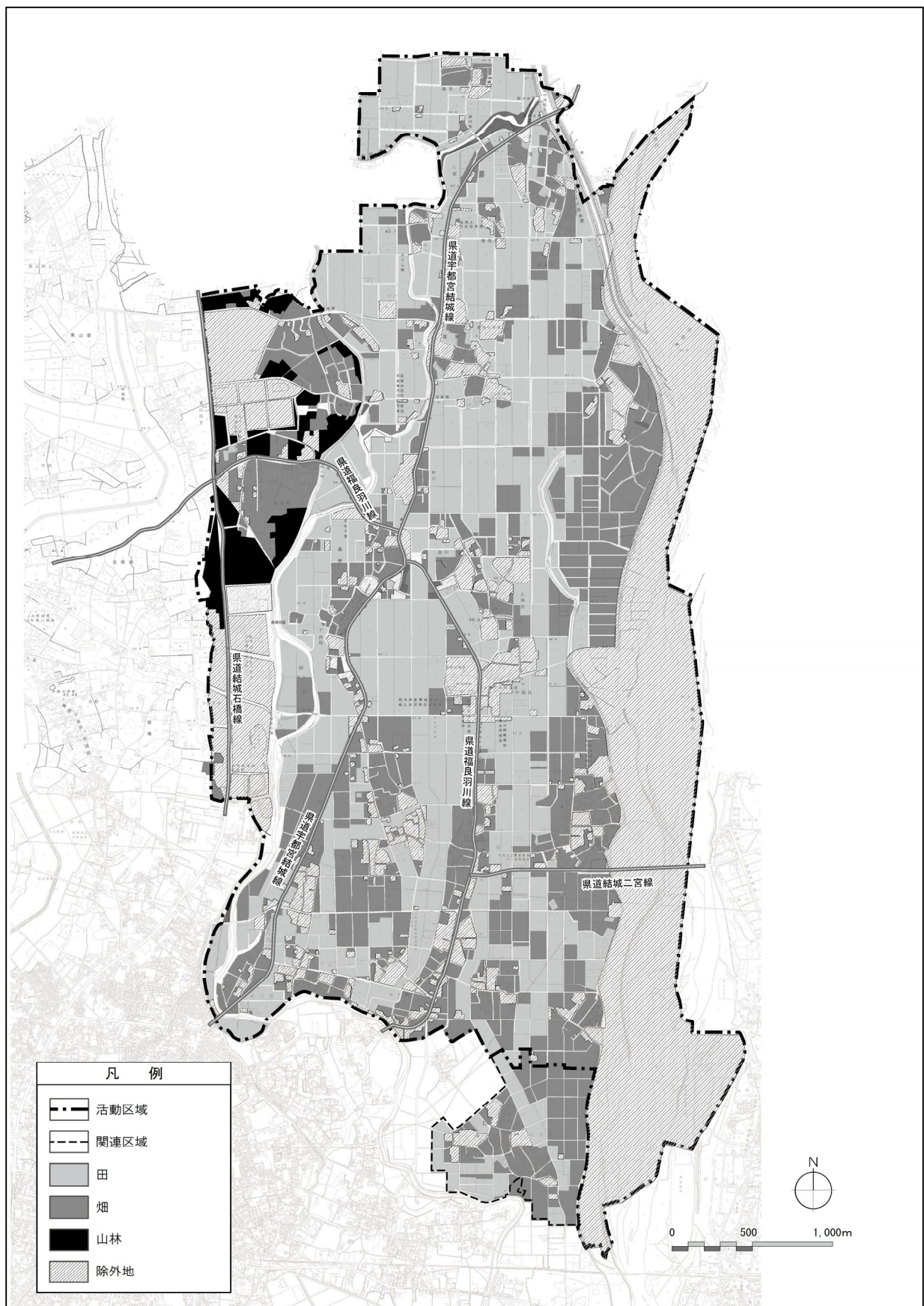
③ 農業振興地域

地区全域が農業振興地域に含まれており、多くは農用地区域に指定されていますが、地区北西部に広がる山林などは除外されています。

都市計画図



■ 農業振興地域



(3) 人口・世帯数

小山市の人口と世帯数の推移調査から「大字田川、延島、延島新田、高椅、福良、中島、梁」の人口・世帯数をもって、その10年間の傾向をみることにします。

① 人 口

絹地区の人口は、令和5年4月1日現在で4,114人であり、中河原地区を除き3,889人となっている。平成26年4月1日現在で4,814人であり、中河原地区を除き4,572人となる。中河原地区を除いた人口を比べると、683人（14.9%）減少しています。

② 世帯数

絹地区の世帯数は、令和5年4月1日現在で1,450世帯であり、中河原地区を除き1,366世帯となっている。平成26年4月1日現在の1,491世帯であり、中河原地区を除き1,415世帯となる。中河原地区を除いた世帯数を比べると、49世帯（3.5%）減少しています。

③ 世帯あたり人口

絹地区の中河原地区を除いた世帯あたりの人口は、令和5年4月1日現在で2.85人となっており、平成26年4月1日現在の3.23人と比べると、0.38人（11.8%）減少しています。

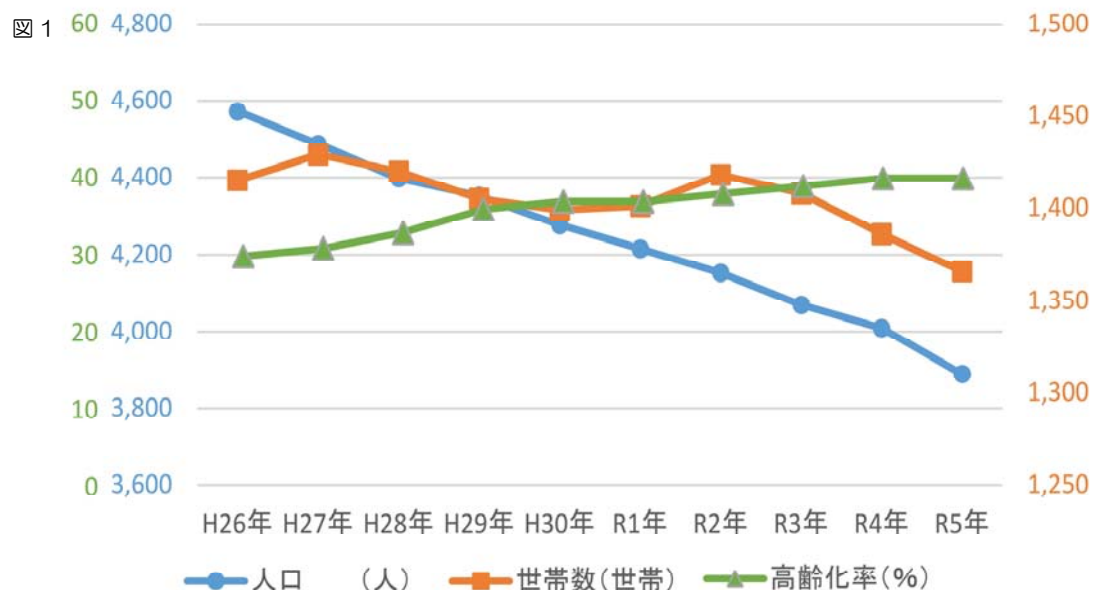
また、小山市全体の2.32人と比べると、0.53人多くっており、比較的核家族が多くなっているとうかがえます。

④ 高齢化率

絹地区の中河原地区を除いた高齢化率は、令和5年4月1日現在で40%となっており、平成26年4月1日現在の30%と比べると、10%増加しています。

また、小山市全体の26%と比べると、14%多くっており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

（図1、表1参照）



※地区の人口・世帯数は小山市大字町丁名別世帯数及び人口推計より算出

※地区の高齢化率は小山市の登録人口より算出

表 1 絹の人口推移(中河原地区を除く)

各年 4 月 1 日現在

年 (年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口 (人)	4,572	4,487	4,398	4,351	4,276	4,215	4,153	4,069	4,009	3,889
世帯数(世帯)	1,415	1,429	1,420	1,405	1,399	1,401	1,418	1,408	1,386	1,366
高齢化率(%)	30	31	33	36	37	37	38	39	40	40

(4) 土地利用現況

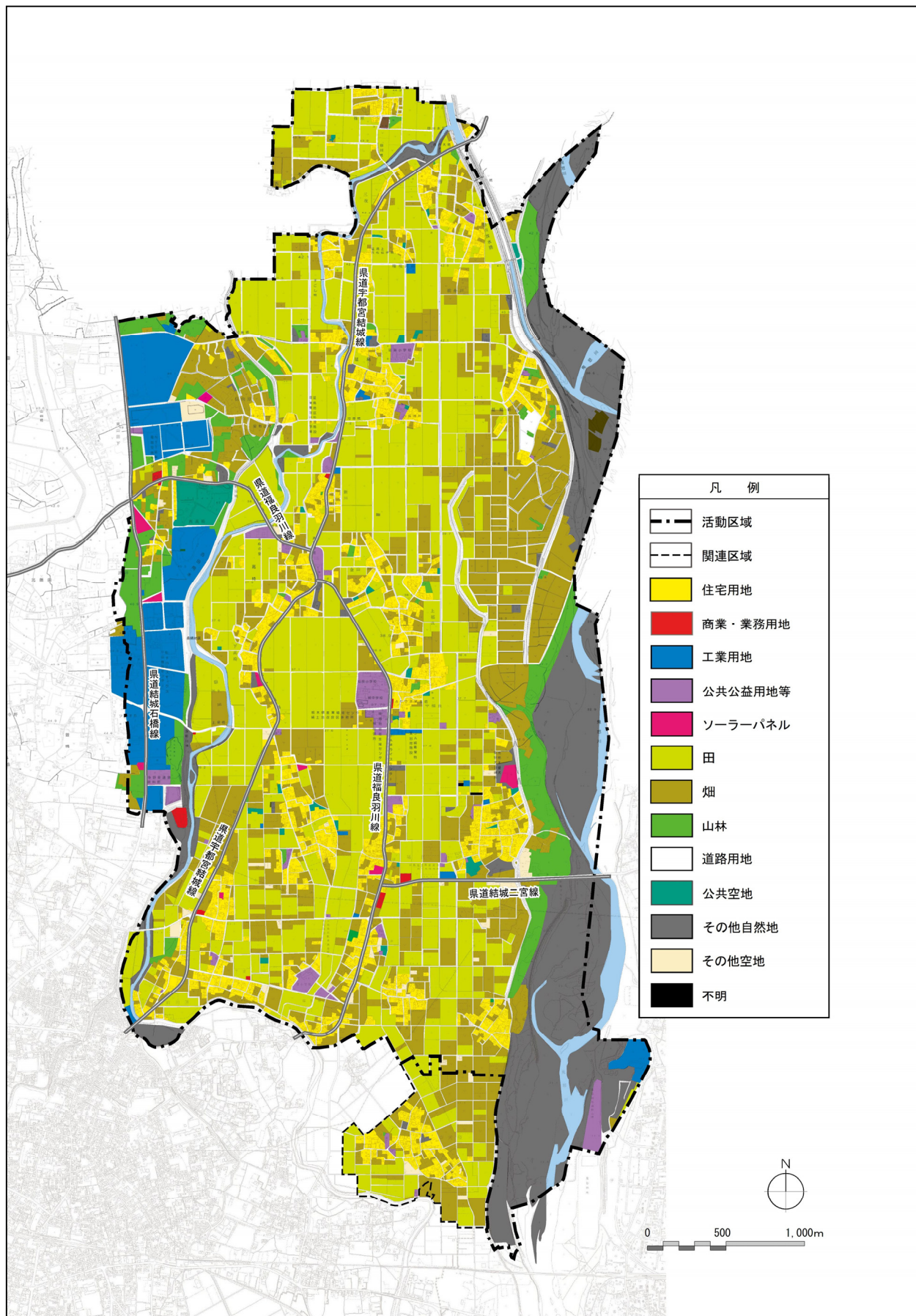
① 自然的土地利用現況

- ・ 田は、地区の東端を流れる鬼怒川と、地区の西端を流れる田川に囲まれた低地の全域に分布しています。
 - ・ 畑は、田川の西側に広がる台地や、集落の周辺、田の中などに分布しています。
 - ・ 山林は、鬼怒川の河川敷（中島橋周辺、北部等）や、田川の西側の台地などにまとまって分布しています。
 - ・ 河川としては、地区の東端を南北に鬼怒川、西端を田川が流れているほか、北東部に田川と鬼怒川を結ぶ田川放水路が流れています。
- また、ため池等としては、高椅神社の南側に千年の池があります。

② 都市的土地利用現況

- ・ 住宅用地は、集落や幹線道路沿いに形成されています。
 - ・ 商業・業務用地は、幹線道路沿いに点在しています。
 - ・ 工業用地は、小山第二工業団地、小山東工業団地、小山梁工業団地、小山東部産業団地、小山東部第二工業団地など、田川の西側にまとまって形成されています。
 - ・ 公共公益用地等は、地区の概ね中央部に絹公民館（絹出張所）、絹義務教育学校（旧絹中学校、旧福良小学校）、消防署（絹分遣所）などがまとまって形成されています。
- また、地区の北部には旧延島小学校や延島郵便局、南部には旧梁小学校、西部には絹ふれあいの郷、寺野東遺跡資料館があるほか、各地に自治会の集会所（公民館、集落センター等）や、高椅神社をはじめとする神社・寺院などが点在しています。
- ・ 公共空地は、西北部に墓園やすらぎの森があるほか、集落の周辺などには墓地が点在しています。
 - ・ その他の空地は、資材置き場として利用されているものが点在しています。

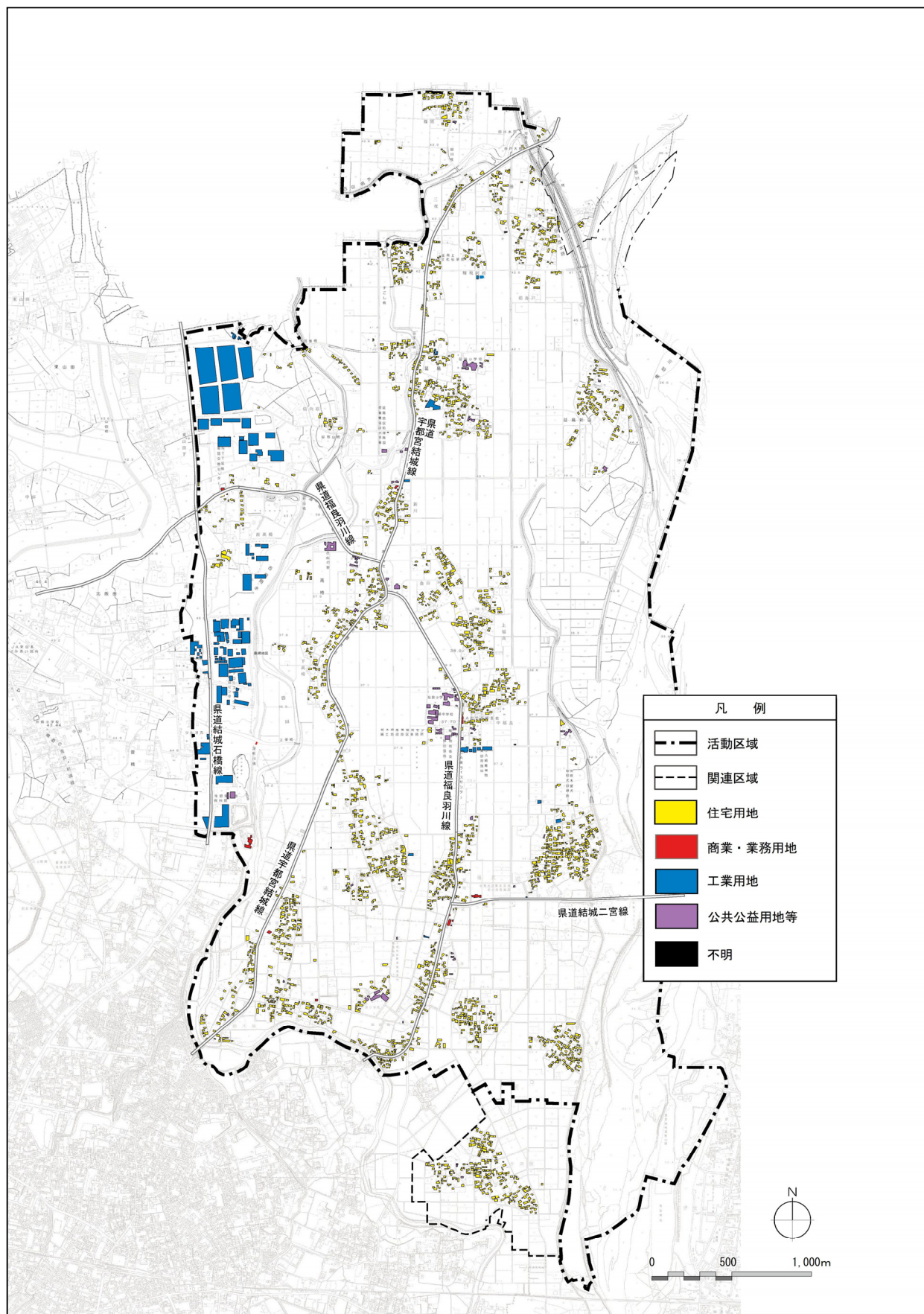
■ 土地利用現況図



(5) 建物現況

- 住宅は、集落や幹線道路沿いに立地しています。
- 併用住宅や、商業施設及び業務施設は、幹線道路沿いに多く立地しています。
- 公共公益用地等は、地区の中央部に絹公民館（絹出張所）、絹義務教育学校（旧絹中学校、旧福良小学校）、消防署（絹分遣所）などがまとまって立地しているほか、各地に旧延島小学校、旧梁小学校、延島郵便局、絹ふれあいの郷、寺野東遺跡資料館、自治会の集会所（公民館、集落センター等）、高椅神社をはじめとする神社・寺院などが立地しています。
- 工場や倉庫は、小山第二工業団地、小山東工業団地、小山梁工業団地、小山東部産業団地、小山東部第二工業団地などに比較的規模の大きなものが立地しています。

■ 用途別建物現況図



(6) 道路・交通

① 管理者別道路現況

- ・ 県道は、南北方向の軸として、県道宇都宮結城線、県道福良羽川線（一部）、県道結城石橋線が通っています。また、東西方向の軸として、県道結城二宮線、県道福良羽川線（一部）が通っています。
- ・ 市道は、田園地帯では碁盤目状に、集落ではやや入り組んだかたちで道路網が形成されています。また、市道11号、市道18号、市道19号は、車の交通量が比較的多い道路となっています。

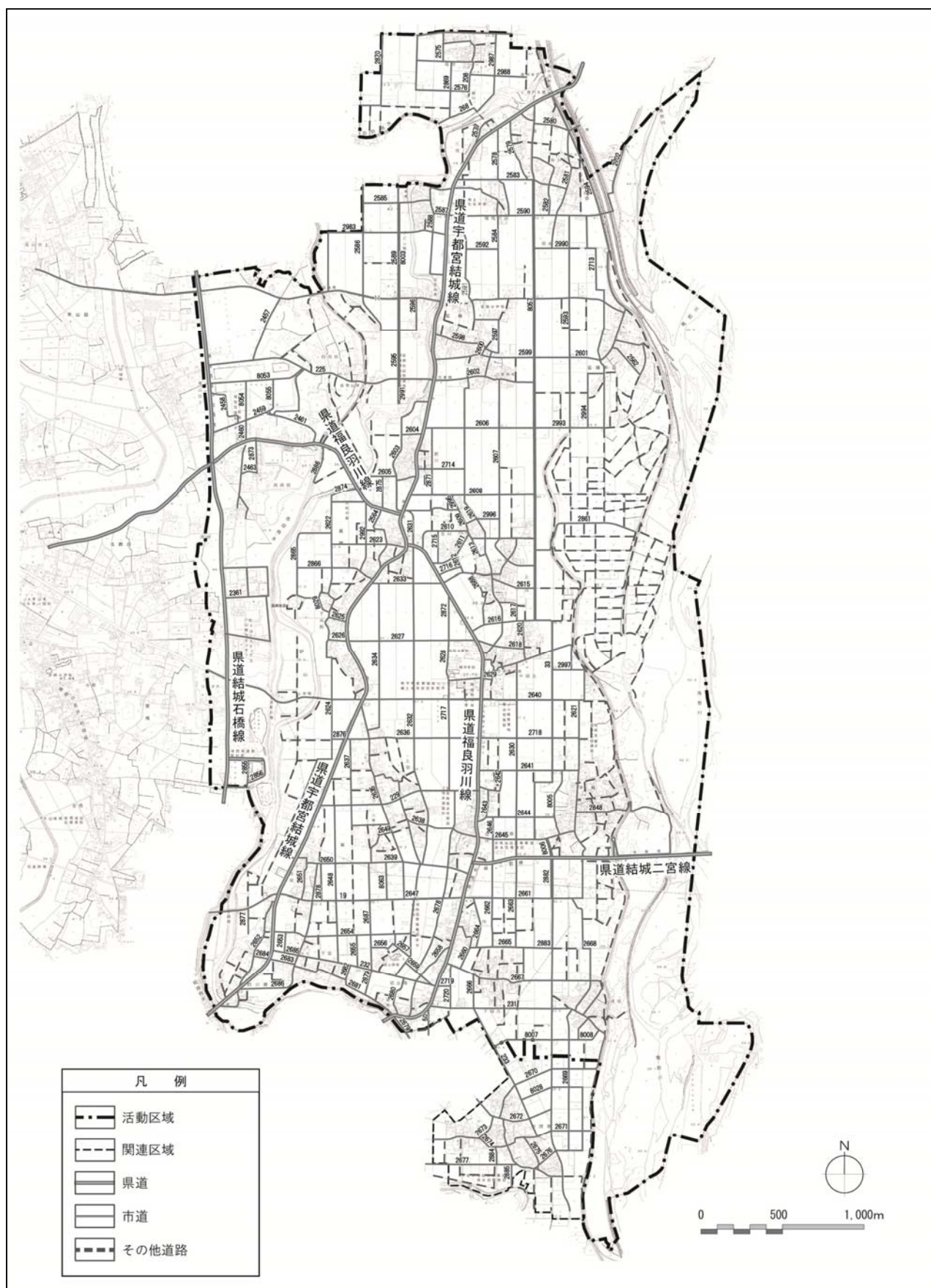
② 幅員別道路現況

- ・ 地区における8m以上の道路には、県道宇都宮結城線、県道福良羽川線、県道結城二宮線、県道結城石橋線、市道11号、市道18号、市道19号等が該当します。
- ・ 幅員6m以上8m未満の道路には、市道33号、市道2640号、市道232号等の道路が該当します。
- ・ 幅員4m以上6m未満の道路は、市道2640号の一部等の道路が該当します。

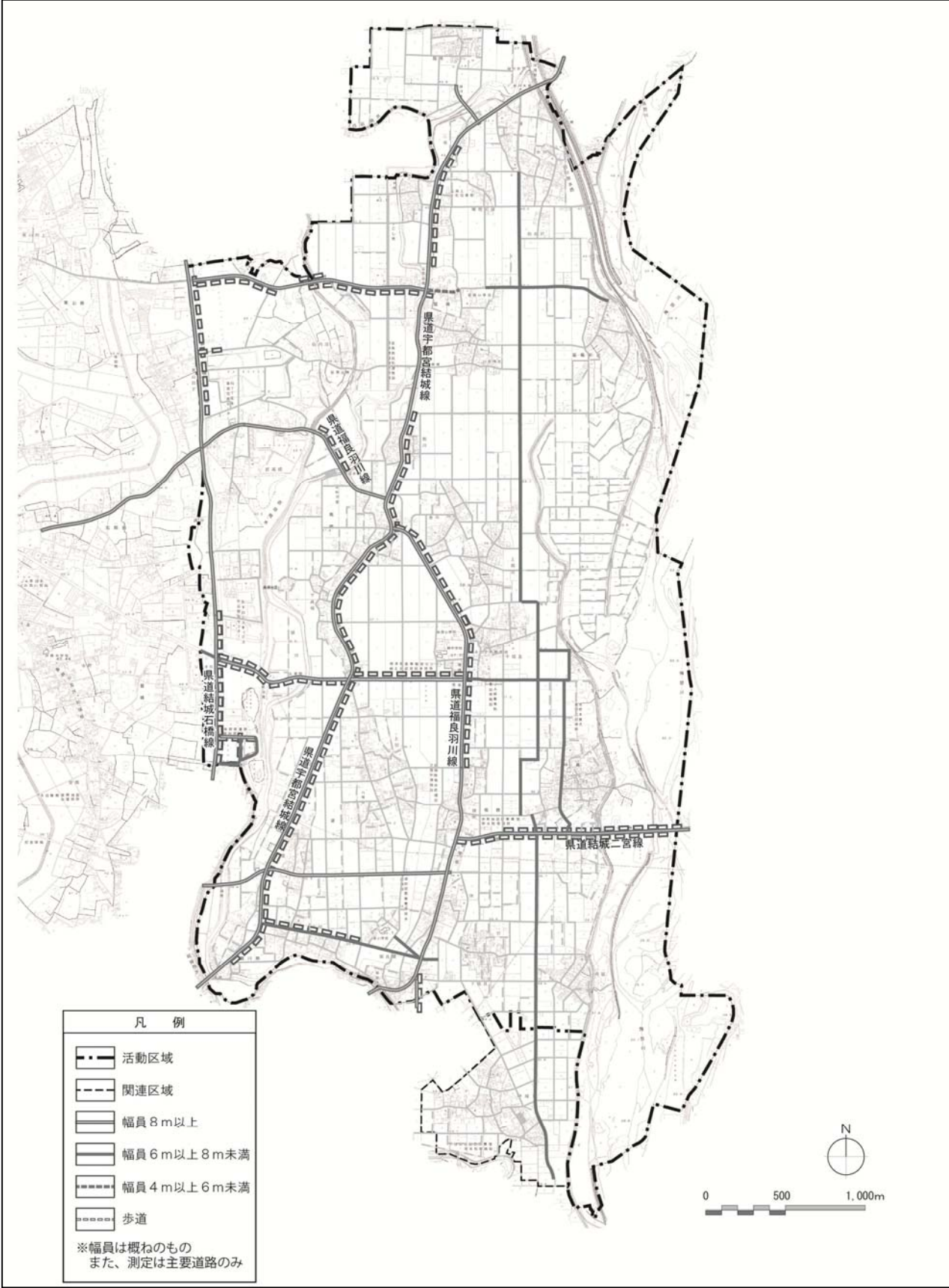
③ 公共交通機関

- ・ 地区内に鉄道やバスの路線はありませんが、全域が市のデマンドバス「桑・絹エリア」に含まれているほか、南側に隣接する結城市には、JR水戸線の結城駅と東結城駅があります。

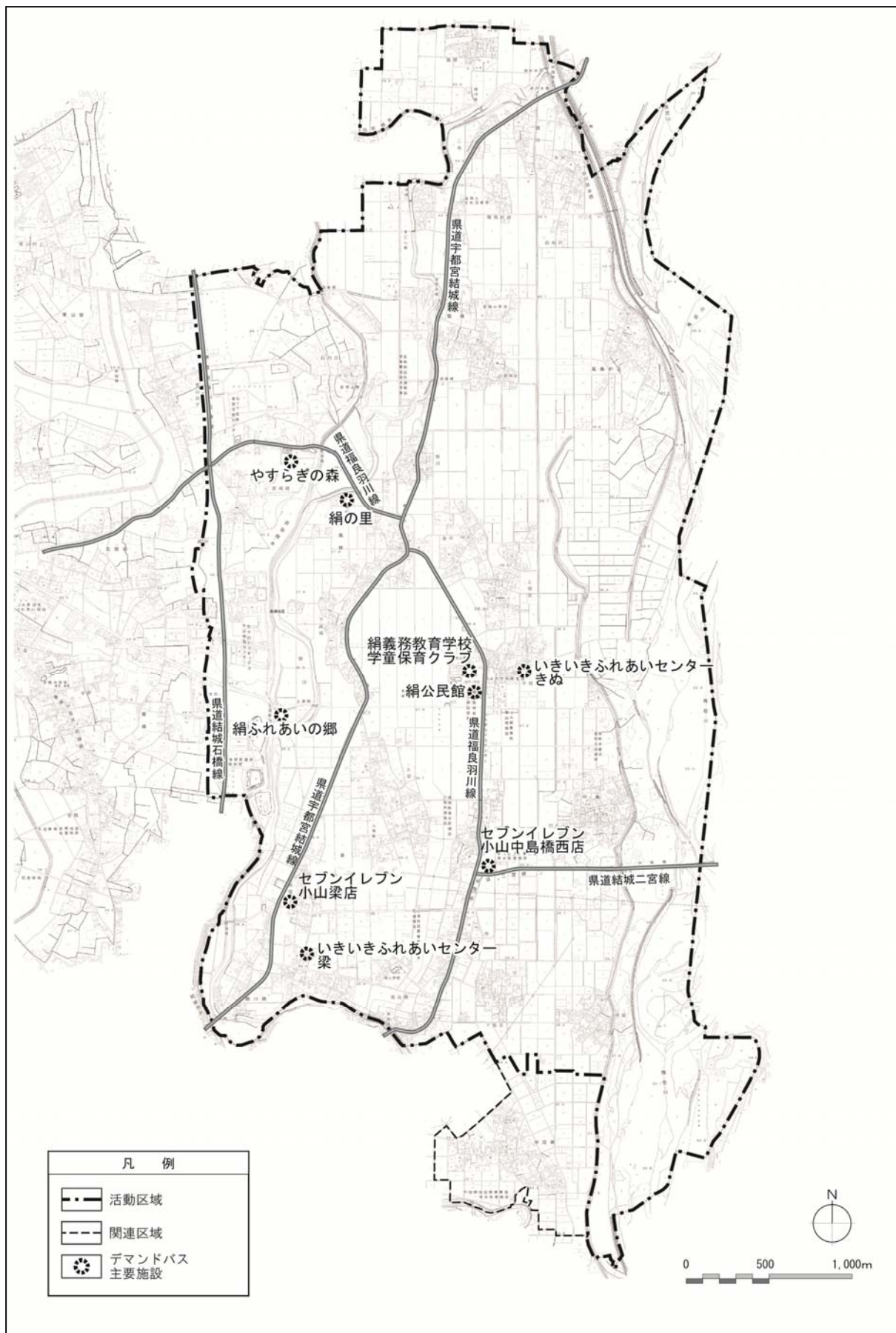
■ 管理者別道路現況図



■ 幅員別道路現況図



公共交通機関図



(7) 公園・緑地等

- ・地区内に都市計画公園は配置されていませんが、おやま縄文まつりの広場、絹ふれあいの郷、南原公園、川の一里塚、やすらぎの森等の公園・緑地等が整備されています。また、関連区域の中河原地区には、小公園があります。
- ・鬼怒川の堤外地には広大な河川敷や緑地が広がっており、一部は、民間の飛行場として利用されています。

(8) 公共公益施設等

- ・地区内には、中央部に絹公民館（絹出張所）、絹義務教育学校（旧絹中学校、旧福良小学校）、消防署（絹分遣所）、紬織物技術支援センター（栃木県紬織物指導所）などがまとまって立地しています。
- ・各地には、旧延島小学校、旧梁小学校、延島郵便局、絹ふれあいの郷、自治会の集会所（公民館、集落センター等）、寺野東遺跡資料館、高椅神社をはじめとする神社・寺院などが立地しています。また、関連区域の中河原地区には、神明宮があります。

(9) 供給処理施設等

① 給水施設

- ・西高椅を含む吉田用水より西側は、市水が整備されており、それ以外は地域住民による共同水道または、井戸を使用しています。

② 排水施設

- ・農業集落排水施設や、合併浄化槽による生活排水処理が行われています。

③ 河川

- ・地区の東端を南北に鬼怒川、西端を田川が流れています。

(10) その他

① 浸水想定区域

- ・浸水想定ハザードマップにより、地区全域が、浸水想定区域に指定されています。

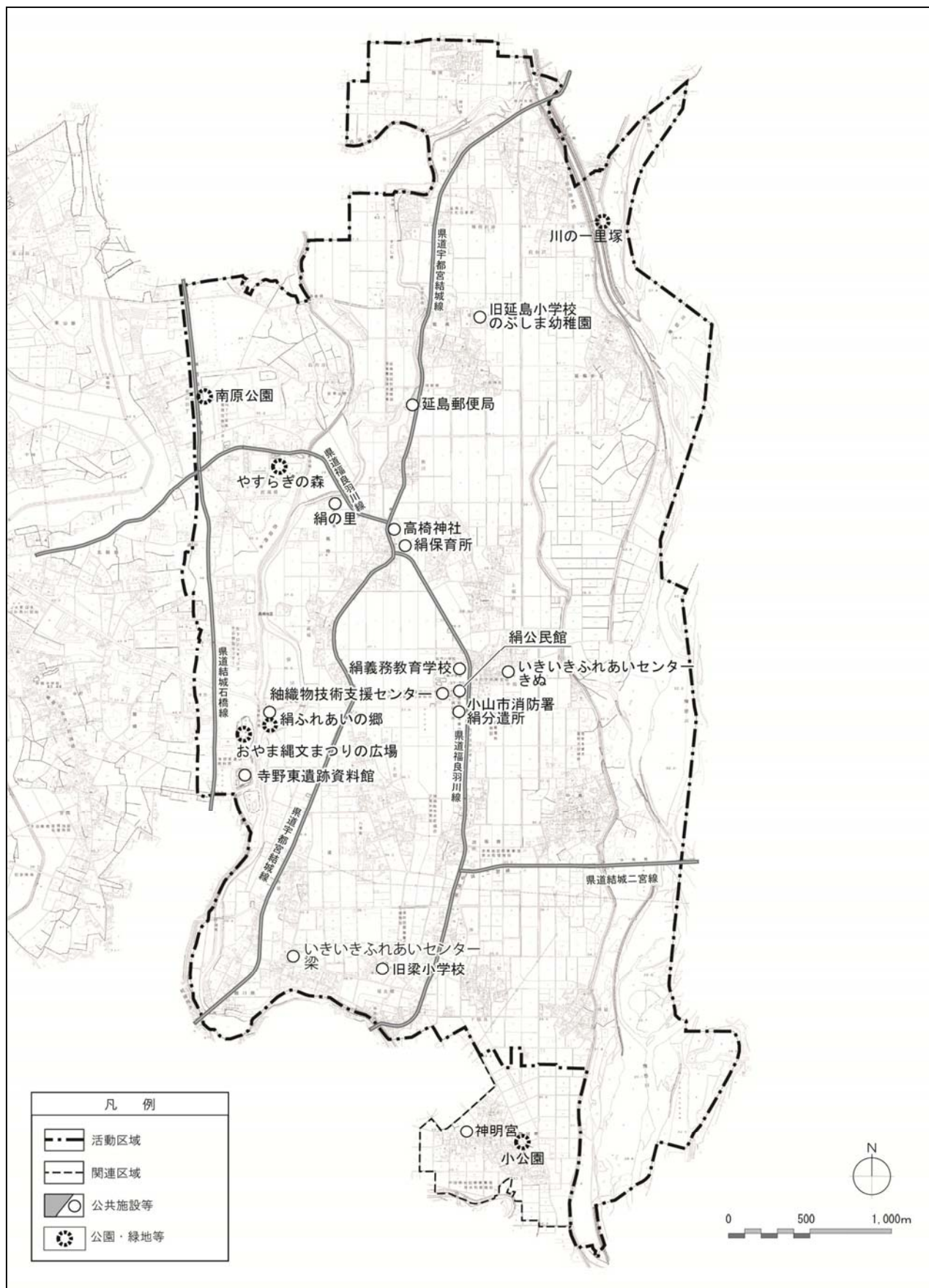
② 空き家・空き地

- ・地域内には、空き家・空き地が点在しています。

③ 生活圏

- ・地域住民の生活圏は、小山市内に加えて結城市、下野市が主となっています。

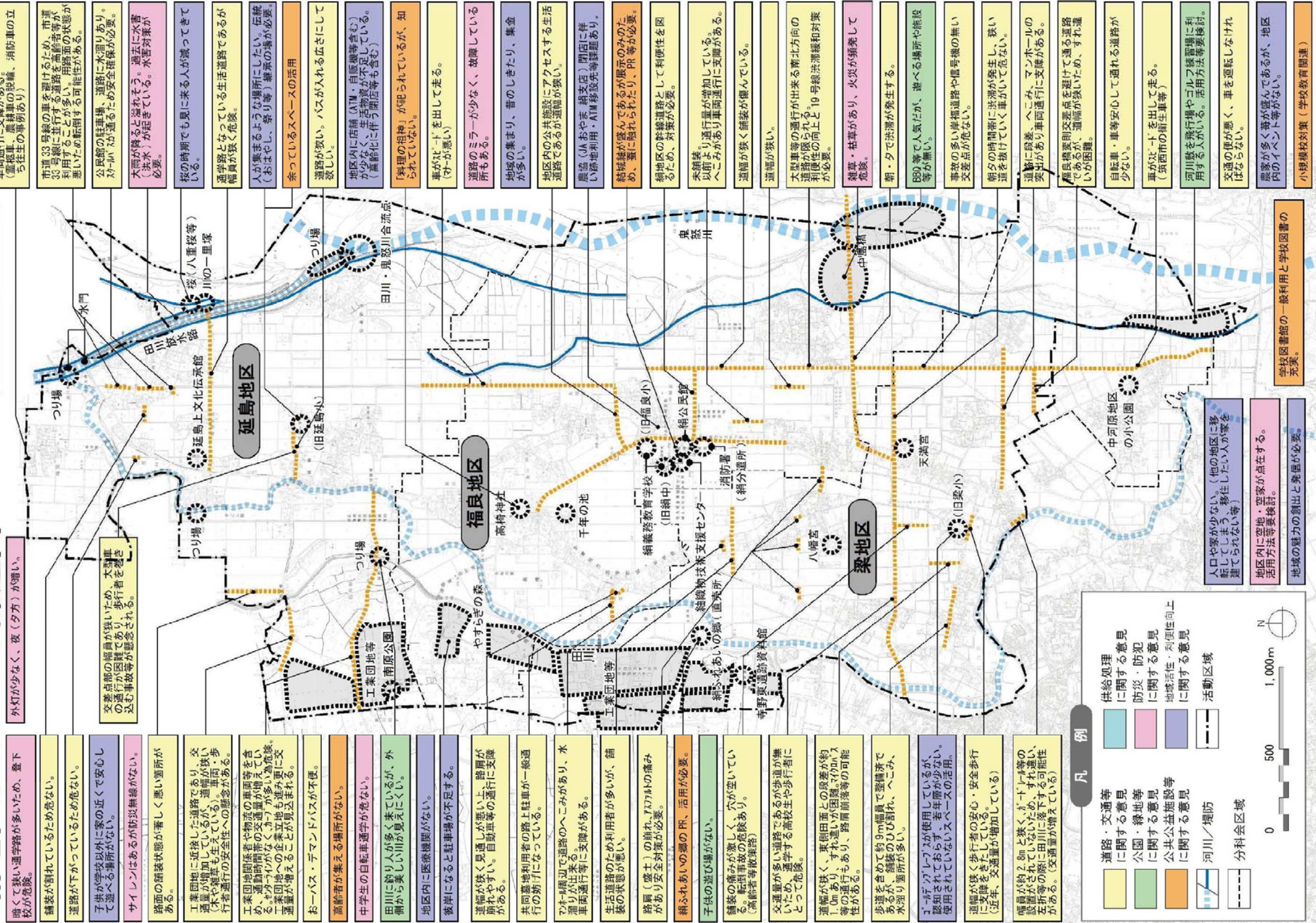
■ 公園及び公共公益施設等現況図



1-3 地区まちづくりの課題

■ 地区まちづくりの課題図

絹地区まちづくり課題図



地区まちづくり構想の構成

地区まちづくり構想

2. まちづくりの目標

2-1 まちづくりの基本的な考え方〔基本理念〕

2-2 地区の将来像〔キャッチフレーズ・まちづくりのテーマ〕

2-3 まちづくりの基本目標〔土地利用／都市施設／建築物等〕

3. まちづくりの方針

3-1 土地利用に関する事項

- 集落地 ● 農地 等
- 工業地

3-2 都市施設に関する事項

(1) 道路・交通体系について

- 幹線道路
- 生活幹線道路
- 公共交通網 等

(2) 公園・緑地について

- 公園・ポケットパーク 等

(3) 公共公益施設等について

- 公民館・コミュニティ 等

(4) 供給処理施設等について

- 生活用水および飲料水
- 汚水処理 等

3-3 建築物等に関する事項

○ まちづくりのルール

- 建築物の用途・意匠
- 生垣・緑化 等

3-4 その他について

- 防災・防犯 等
- 地域活性・利便性向上

■ 絹地区まちづくり構想図

4. まちづくりの実現化方策

○ 構想実現に向けた考え方

- ・ まちづくりの手法〔事業的手法／規制・誘導的手法／住民参加活動〕
- ・ まちづくりの実現に向けて〔協働によるまちづくりの推進〕

○ まちづくり重点項目〔まちづくり重点プロジェクト〕 等

2. まちづくりの目標

2-1 まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの基本的な考え方として、以下の「基本理念」を位置づけます。

基本理念1 水と緑 農村と自然が調和した 生活環境づくり

農地や平地林、鬼怒川、田川などの豊かな自然や美しい田園風景に囲まれ、水と緑、農村と周辺環境が調和した、のどかで活気ある生活環境の整備を目指します。

基本理念2 歴史・伝統文化を継承し 活用・発信する 個性・魅力づくり

古くからの歴史や伝統文化を守り、次代に継承しつつ、地域資源として効果的に活用・発信することで、住民が誇れる個性と魅力づくりを目指します。

基本理念3 安全・安心で 便利な暮らしを支える 生活基盤づくり

安全・安心で便利な生活道路ネットワークが形成され、地域活性化の拠点となる公共施設の機能が充実した、暮らしを支える生活基盤の整備を目指します。

基本理念4 子どもから高齢者まで 誰もが暮らしやすい コミュニティづくり

子どもから高齢者まで、世代を超えたふれあいと助けあいを大切に、誰もが住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思えるようなコミュニティを目指します。

2-2 地区の将来像

絹地区が目指す将来のあるべき姿として、以下の「キャッチフレーズ」と「まちづくりのテーマ」を位置づけます。

キャッチフレーズ

自然・歴史・笑顔あふれるまち 絹

まちづくりのテーマ

豊かな自然や
美しい田園風景と
農村・周辺環境が
調和したまち

歴史や伝統文化を
保全・活用する
魅力と個性が
あふれたまち

暮らしを支える
安全・安心で
便利な生活基盤が
充実したまち

みんなでふれあい
互いに助けあう
コミュニティが
充実したまち

2-3 まちづくりの基本目標

絹地区の将来像を実現していくため、以下の「基本目標」を位置づけます。

(1) 土地利用について

- 自然環境と農村環境が調和・共生した、落ち着きのある良好な集落生活環境の形成
- 寺野東遺跡や高椅神社等の歴史・文化的資源の保全と活用
- 絹公民館周辺や学校跡地等における公共公益機能の集約や地域交流活動への活用
- 鬼怒川・田川沿いに広がる優良農地やまとまった平地林等の適正な管理と保全

(2) 都市施設について

道路・交通体系

- 地区の骨格となる円滑な道路・交通体系の形成と交通基盤の充実
- 歩行者や高齢者等が安全・安心して通行できる歩行者空間の確保
- 生活道路の改善や、交通安全対策・道路境界の明確化と幅員の確保等の推進による、安全・安心な道路空間の形成

公園・緑地

- 地区住民の憩いや交流の場となる身近な小公園や広場等の整備
- 河川敷、川の一里塚等の既存の公園・広場等の機能の維持と活用
- 沿道緑化や敷地内緑化による新たな緑の創出と平地林等の緑地の適正な管理
- 枝の剪定や樹木の伐採、土・砂利の除去などによる道路境界の明確化と幅員の確保

公共公益施設等

- 地区の拠点となる絹公民館周辺の機能充実と一体的な活用
- 旧延島小や旧梁小等の学校跡地の利活用による地域活性化拠点の形成
- 周辺の住環境に配慮した市営墓地の機能の維持
- 寺野東遺跡や高椅神社、八幡宮等の地区の誇れる歴史・文化的資源の保全と活用による地域活性化拠点の形成

供給処理施設等

- 安全で安定した生活用水および飲料水の確保と農業集落排水や合併浄化槽等による適正な污水处理の推進
- 水路や側溝等の整備・改善による雨水処理能力の向上

その他【防災・防犯、地域活性・利便性向上】

- 防犯・防災設備の整備や、地域が一体となった防犯・防災体制の充実
- 地域資源を活用した地域の活性化
- 生活環境の向上と人口減少の抑止
- 地下水の保全・安全

(3) 建築物等について

- 地区のまちづくりのルールに基づく、自然環境と農業・農村環境が調和した、緑豊かでゆとりある魅力的なまちなみ景観づくり

3. まちづくりの方針

3-1 土地利用に関する事項

A. 基本方針

- 自然環境と農村環境が調和・共生した、落ち着いたある良好な集落生活環境の形成を図ります。
- 寺野東遺跡や高椅神社等の歴史・文化的資源の保全と活用を図ります。
- 地区の中心となる絹公民館周辺や学校跡地等における公共公益機能の集約や地域交流活動への活用を図ります。
- 鬼怒川・田川沿いに広がる水田・畑地等の優良農地（農振農用地等）等の適正な管理と保全を図ります。
- 地区内のまとまった平地林等の適正な管理と保全を図ります。

B. 配置方針

① 集落環境形成ゾーン

- ・既存の集落については、周辺の農地、平地林、神社等の農村環境や自然環境と調和・共生した集落生活環境の形成を図ります。

② 工業・流通拠点ゾーン

- ・工業機能の継続と維持を図るとともに、騒音・振動等の相隣問題が発生した場合は、必要に応じて、その解決に向けた取組を検討します。

③ 歴史・文化拠点ゾーン

- ・寺野東遺跡や高椅神社等を歴史・文化拠点ゾーンとして位置づけ、歴史・文化資源の保全と活用を図ります。

④ 公共公益拠点ゾーン

- ・公民館、学校、消防署分遣所、絹ふれあいの郷、紬織物技術支援センター（栃木県紬織物指導所）等が集積し、地区の中心となる絹公民館周辺や、各地区の中心となる旧延島小、旧梁小等の学校跡地を公共公益拠点地区として位置付け、地区コミュニティの活性化に向けた公共公益機能の集約や、地域交流活動への積極的な活用を図ります。
- ・大規模な市営墓地であるやすらぎの森については、公共公益拠点地区として位置付け、公共公益機能の継続と維持を図ります。

⑤ 農地等保全ゾーン

- ・鬼怒川、田川沿いの低地に広がる水田・畑地等の農地（農振農用地等）については、の優良農地の保全を図ります。
- ・鬼怒川沿いや地区西部の台地に広がるまとまった平地林については、適正な管理を行いつつ、緑地として保全を図ります。



集落（現況）



工業・流通団地（現況）



旧梁小学校（現況）



市営墓地（現況）



寺野東遺跡（現況）



優良農地（現況）

3-2 都市施設に関する事項

(1) 道路・交通体系について

■ 基本方針

- 幹線道路（県道等）や、主要生活幹線道路（特に交通量が多く、幹線道路に接続する主要な市道等）、生活幹線道路（主要な市道等）、主要区画道路、区画道路、歩道・グリーンベルト等の計画的な整備により、地区の骨格となる円滑な道路・交通体系の形成を図ります。
- 歩行者や高齢者等が安全・安心して通行できる歩行者空間を確保します。
- 生活道路の改善（幅員の確保や舗装改良等）や、交通安全対策の推進（危険な交差点やカーブの解消、自動車の減速化、時間帯通行制限等）などにより、安全・安心な道路空間の形成を図ります。
- 地域住民が安心して生活できるよう地域内交通基盤について検討を図ります。

■ 配置方針

A. 道路・交通体系の形成

① 幹線道路

- ・ 地区内を通る県道については、地区の道路網の骨格を形成し、南北軸・東西軸となる幹線道路として位置づけます。

[南北軸：県道宇都宮結城線、福良羽川線（一部）、結城石橋線]

[東西軸：県道結城二宮線、福良羽川線（一部）]

② 主要生活幹線道路

- ・ 地区内を通る市道のうち、8m以上の幅員が確保されており、特に交通量が多い道路で幹線道路に接続する道路については、他の生活幹線道路に優先し地区の骨格となる主要生活幹線道路として位置づけます。

[市道11号線、18号線、19号線]

- ・ 市道19号線においては、渋滞緩和のため、県道編入や県道結城二宮線への直通化も視野に入れ検討推進をします。

③ 生活幹線道路

- 地区内を通る市道のうち、比較的交通量が多い道路や、一定の幅員が確保されている道路、集落や主要な施設等を結ぶ道路については、幹線道路を補完し、地区の骨格となる生活幹線道路として位置づけます。

[市道33号線、50号線、225号線、231号線、232号線、233号線、2459号線、2599号線、2640号線、8053号線、8054号線、8055号線 など]

④ 主要区画道路

- 集落内の幹線道路と個別の住宅等を連絡する身近な生活道路のうち、集落内生活道路の骨格を形成する主要な区画道路については、集落連絡道路として位置づけ、関係権利者等との合意形成を図りながら、市と協働で道路幅員の確保や隅切りの改善等を推進します。

⑤ 区画道路

- 道路網の末端として個別の住宅等に接続する区画道路については、生け垣等による沿道緑化や、宅地化や建て替えに併せた敷地後退などにより、ゆとりある道路空間の形成を図ります。

⑥ 歩道・グリーンベルト等

- 既存の歩道、グリーンベルト、鬼怒川・田川放水路の堤防や、拡幅整備が予定されている道路の歩道に加えて、沿道宅地や農地との敷地境界の明確化による幅員の確保を図ります。
- 比較的交通量が多く、幅員が確保されている道路へのグリーンベルトの整備などにより、児童生徒や高齢者等の歩行者が安全・安心して通行できる歩行者空間の確保を検討します。

⑦ 公共交通網

- 高齢者等の交通弱者の大切な「生活の足」として、デマンドバスのさらなる利便性の向上（運行頻度、運行回数、運行時間等）を検討推進するとともにスクールバス等の活用も視野に入れ、交通基盤整備の検討をします。
- 地域住民の生活圏である結城市、下野市等へのバス乗り入れ等について推進します。

B. 安全・安心な道路空間の形成

● グリーンベルト等による安全・安心な歩行者空間の確保

- ・通学路や生活幹線道路等においては、グリーンベルトの設置などにより、歩行者や高齢者が安全・安心して通行することができる歩行者空間の確保を図ります。

● 幅員の確保や舗装改良等による生活道路の改善

- ・幅員が狭く、車や歩行者のすれ違いが困難な生活道路においては、道路の拡幅整備や路肩の舗装改良等により、安全で快適な生活道路の整備を図ります。

● 危険な交差点やカーブ等における交通安全対策等の推進

- ・見通しが悪く、交通事故の危険性がある交差点やカーブ等については、注意喚起のための標識、カーブミラー、カラー舗装、ハンプ(※)、信号機等の設置や、隅切りの確保、沿道の枝の剪定などにより、交通安全対策等の推進を図ります。

※ ハンプとは、段差等の障害物や路面舗装により自動車に注意喚起を促し、走行スピードを抑制するための方法です。

● 自動車の減速化等による交通安全対策の検討

- ・生活幹線道路や主要区画道路、区画道路等の生活道路においては、注意喚起のための標識、カラー舗装、ハンプやスムース横断歩道（ハンプ+横断歩道）による走行スピードの減速や、速度規制30kmなどにより、交通安全対策を図ります。
- ・朝夕の渋滞発生時に抜け道として使われる道路等の安全対策として、時間帯通行制限等の交通安全対策を図ります。

● 道路境界の明確化と幅員確保による道路空間形成

- ・平地林や農地等においては、敷地から道路等にはみ出している枝の剪定や樹木の伐採、土や砂利の除去等により、道路境界の明確化と幅員の確保を図ることにより、安全で安心な道路空間の形成を図ります。



グリーンベルト（現況）



危険な交差点（現況）



イメージハンプ（例）

(2) 公園・緑地について

■ 基本方針

- 地区住民の憩いや交流の場となる身近な小公園や広場等の整備を図ります。
- 川の一里塚、千年の池等の既存の公園・広場、河川敷、土手等の機能の維持と活用を図ります。
- 沿道緑化や敷地内緑化による新たな緑の創出を推進するとともに、平地林や屋敷林、社寺林等の緑地の適正な管理を徹底します。
- 宅地や平地林、農地等から道路にはみ出している枝の剪定や樹木の伐採、土・砂利の除去などにより、道路境界の明確化と幅員の確保を図ります。

■ 配置方針

A. 住民の憩いの場となる空間の整備

● 小公園（ポケットパーク）や広場（オープンスペース）等の整備

- ・ 関係権利者の合意が得られた場合、交差点部の平地林や農地などを活用した地区住民の憩いの場となる小公園（ポケットパーク）や、交流の場となる広場（オープンスペース）等の整備を図ります。

● 既存の公園・広場・緑地等の機能の維持と活用

- ・ 川の一里塚、高椅神社（千年の池等）の既存の公園や広場については、住民の憩いの場や地域交流の場として、引き続き、公園・広場としての機能の維持と、地域資源としての活用を図ります。
- ・ 河川敷については、レクリエーション施設等の整備検討を図ります。
- ・ 土手については、一里塚を中継ポイントとしたサイクリングロードの整備等、活用検討を図ります。



河川敷（現況）



川の一里塚（現況）



千年の池（現況）

B. 緑地空間の保全・活用と創出

● 平地林等の緑地の適正な管理と保全

- 平地林、屋敷林、社寺林等の緑地については、適正な管理（枝の剪定、木の伐採等）を徹底しつつ、生活に潤いを与える豊かな自然環境として、可能な範囲で保全を図ります。

● 耕作放棄地の解消と有効活用

- 地区内に存在する耕作放棄地の解消に努めます。
- 関係団体等と連携・協力しつつ、関係権利者等の理解を得ながら、耕作放棄地等の有効活用を図ります。

● 平地林や農地の適正な管理による道路境界の明確化

- 平地林や農地等においては、敷地から道路等にはみ出している枝の剪定や樹木の伐採、土や砂利の除去等により、道路境界の明確化と幅員の確保を図ります。



平地林（現況）



道路境界（現況）

(3) 公共公益施設等について

■ 基本方針

- 地区の拠点となる絹公民館周辺の機能充実と一体的な活用を図ります。
- 旧延島小や旧梁小等の学校跡地の利活用による地域活性化拠点の形成を図ります。
- 周辺の住環境に配慮した市営墓地の維持を図ります。
- 寺野東遺跡や高椅神社等の地区の誇れる歴史・文化的資源の保全と活用を図ります。

■ 配置方針

● 地区の拠点となる絹公民館周辺の機能充実と一体的な活用

- ・ 絹公民館、絹義務教育学校、紬織物技術支援センター(栃木県紬織物指導所)、小山市消防署絹分遣所等については、地区全体のコミュニティ活動の拠点となる公共公益拠点として、必要な機能の充実や、地区交流活動等への一体的な活用を図ります。

● 学校跡地の利活用による地域活性化拠点の形成

- ・ 旧延島小、旧梁小等の学校跡地については、引き続き、各地区の身近なコミュニティ活動の拠点となる公共公益拠点として、公共公益機能の維持と継続を図るとともに、地区交流活動等への利活用（コミュニティスペース、スポーツ公園、水害時等の避難場所等の整備）を図ります。

● 周辺の住環境に配慮した市営墓地の維持

- ・ やすらぎの森については、大規模な市営墓地として、引き続き、周辺の居住環境に配慮しながら、公共公益機能の継続と維持を図ります。

● 地区の誇れる歴史・文化的資源の保全と活用

- ・ 寺野東遺跡や高椅神社、八幡宮をはじめ、各地区に存在する神社・寺院・史跡等の歴史・文化的資源の保全と活用を図ります。
- ・ 高椅神社を中心とした街おこしの検討を図ります。
(結城七社巡り、「恋」・「料理」をキーワードとした街おこし等)

(4) 供給処理施設等について

■ 基本方針

- 安全で安定した生活用水および飲料水の確保を図ります。
- 農業集落排水や合併浄化槽等による適正な汚水処理の推進を図ります。
- 水路や側溝等の整備・改善による雨水処理能力の向上を図ります。

■ 配置方針

● 安定した水道水の確保

- ・安全で安定した生活用水および飲料水の確保により、地区全体の安定した生活環境の向上を図ります。

(隣接する他市からの上水道の接続や各地域の共同水道組合の統合、修繕補助の強化等も視野に入れ検討を行います)

● 農業集落排水や合併浄化槽等による適正な汚水処理の推進

- ・農業集落排水や合併浄化槽等による適正な汚水処理を推進し、生活環境の保全と向上を図ります。
- ・農業集落排水については、施設の運営・管理方法の適正化を図ります。

● 側溝等の整備・改善による雨水処理能力の向上

- ・生活道路の整備や改善に併せた側溝の整備などにより、計画的な雨水処理能力の向上を図ります。



上水道の整備（例）



農業集落排水（例）



側溝の整備（例）

3-3 建築物等に関する事項

■ 基本方針

- 緑豊かでゆとりある居住環境と、周辺の自然環境と調和した落ち着いた景観を形成するため、適正かつ計画的な建築物等への誘導について必要な時期に検討します。

■ 推奨ルール

A. まちづくりのルールづくり

将来的に、本地区のより良いまちづくりを進めていくため、地区の特性や実情に応じて、地区まちづくり構想として、必要な時期に以下の内容等の検討を行います。

- ・ 建築物の用途の制限
- ・ 敷地面積の最低限度
- ・ 建築物の壁面の位置のルール
- ・ 建築物の高さの最高限度
- ・ 建築物の建ぺい率と容積率
- ・ 建築物等の形態又は意匠のルール
- ・ かき又はさくの構造に関するルール
- ・ 道路境界に関するルール
- ・ 現存する平地林の保全など

B. その他の事項

● 開発における住民、開発事業者、市による事前協議等のシステムの検討

- 開発行為を行う者に対し、事前に、地区まちづくり推進団体である「絹地区まちづくり推進協議会」にその概要を情報として提供することを求めています。
- また、開発行為を行う者は、地区まちづくり構想で定めた内容との整合性を確保するために、市及び地区まちづくり推進団体との事前協議を行う等、具体的方法について検討します。

3-4 その他について

A. 【防災・防犯】

■ 基本方針

- 防犯・防災設備の整備や、地域が一体となった防犯・防災体制の充実による、災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

■ 配置方針

● 防災備蓄や防災設備等の充実

- ・自治会や防災会、民間事業者等と連携・協力しながら、必要な防災備蓄や防災設備、資機材等の充実を図るとともに、災害時の避難路及び避難場所の確保や、避難・誘導の案内板の設置を図ります。

● 防犯設備等の整備

- ・自治会や学校等と連携・協力しながら、防犯灯や看板等の設置による防犯設備の整備を図ります。
- ・地区防災対策として、地域内の防災意識向上と迅速な防災情報の伝達のため、防災無線設置の推進を図ります。
- ・住宅の建て替えや道路整備に併せた、隅切りの設置やブロック塀の生け垣・フェンス化等による透視性の向上を図ります。

● 地域が一体となった防災・防犯体制の充実

- ・地域の安全・安心及び災害時の連携のため、自主防災会の強化を図ります。
- ・自治会や自主防災会、消防団、学校、民間事業者等と連携・協力した防災訓練・防犯パトロール等の充実や、民間事業者等との防災協定の締結、児童・生徒の見守り放送など、地域が一体となった防災・防犯体制の充実を図ります。



防犯灯の設置（例）



防災訓練の実施（例）



防犯パトロールの実施（例）

B. 【地域活性・利便性向上】

■ 基本方針

- 地域活性化のため、人口減少対策をするとともに地域資源を活かし、安心して住み続けられるための検討を図ります。
- 地域資源を活かし、地域の魅力を地区内外へPRすることにより地域活性を図ります。
- 利便性や生活環境を向上させることにより人口減少の抑止を図ります。
- 空き家・空き地等を活用し、地域活性を図ります。
- 高齢者が安心して生活を送るための支援について、システム構築を図ります。

■ 配置方針

● 地域魅力の創出と発信

- ・農家と連携した催し等の実施、農業体験の実施等、地域資源を活かした地域活性を検討すると共に地区内外にPRするための方策を検討します。
- ・地域資源を活かし、アウトドアスポーツ地区としての独自化と地区内外へのPRをするための方策を検討します。

● 絹ふれあいの郷の活用

- ・地域資源を活かしたイベント等を開催し、地域内外へのPRをすることにより地域活性を図ります。

● 利便性・生活環境の向上

- ・小規模校対策として、特認校の認可推進を図ります。
- ・学校図書について、図書の充実を図るとともに、地域住民が利用できるシステム構築を図ります。
- ・住民の生活環境・利便性向上のためコンビニ等の店舗、医療機関の設置について、推進を図ります。

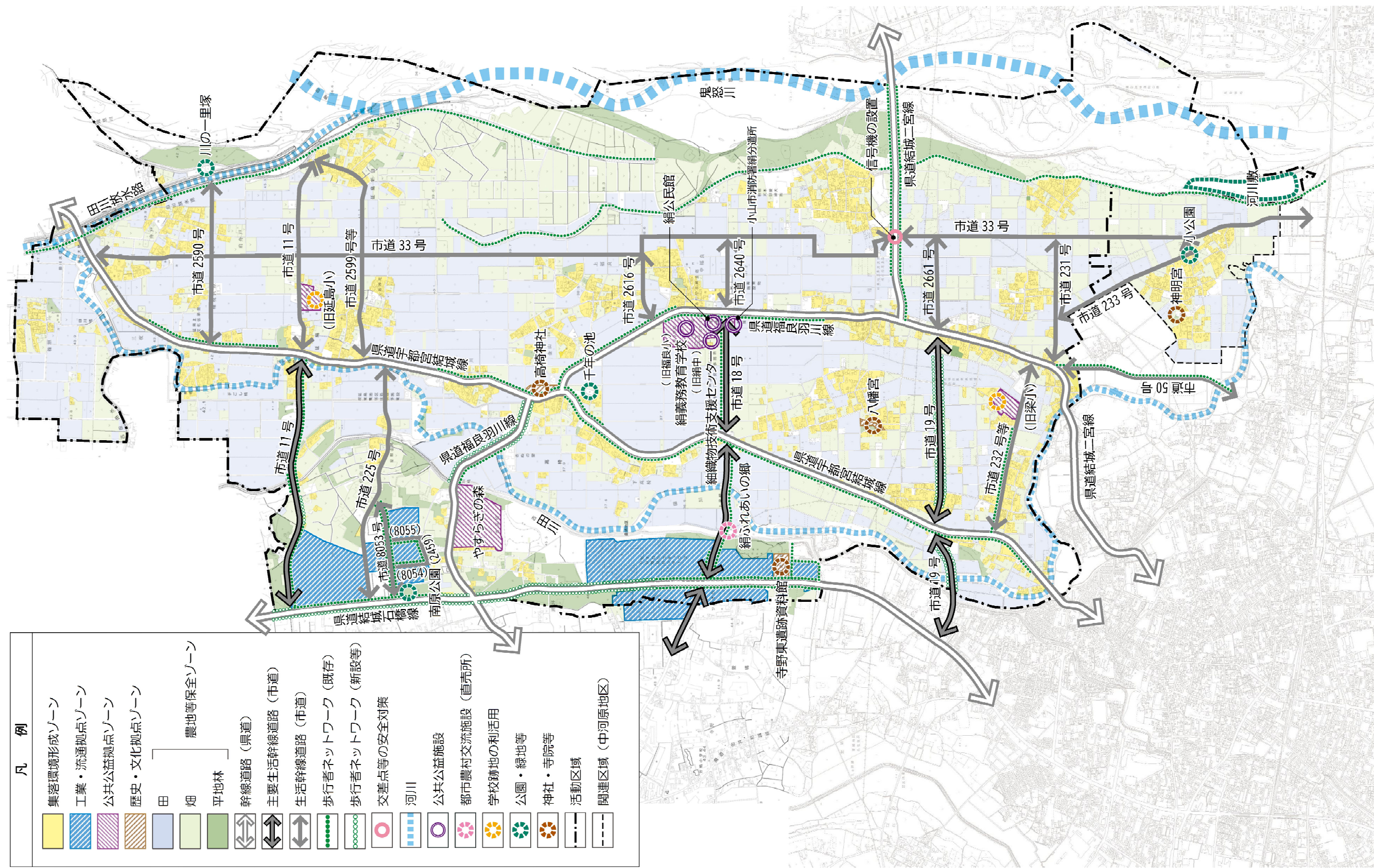
● 空き家・空き地等の活用

- ・地域活性に向け地域内に点在した空き家・空き地等の活用方法の検討をします。

● 高齢者支援

- ・高齢者が安心して生活を送れるよう絹地区社会福祉協議会や関係団体等と協力し合い、買い物や病院への送迎等の支援について検討をします。

■ 絹地区まちづくり構想図



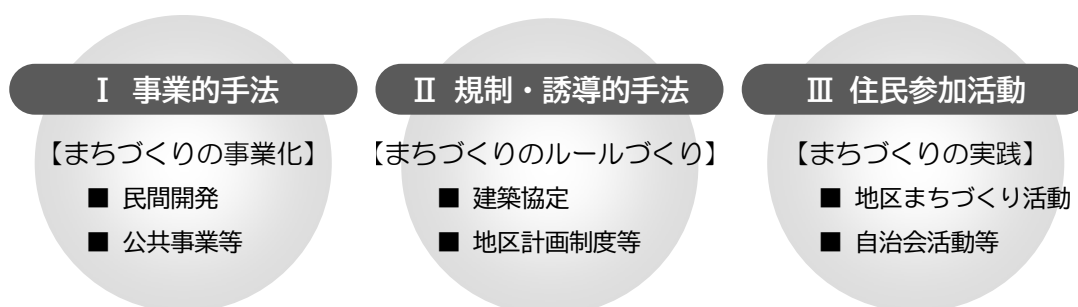
4. まちづくりの実現化方策

4-1 構想実現に向けた考え方

A. まちづくりの手法について

まちづくりの実現にあたっては、主にハード面の具体的な整備を行う「事業的手法」と、地区住民の協力を得ながら良好な市街地形成をめざす「規制・誘導的手法」に加え、まちづくりを実践する「住民参加活動」の3つの手法を適切に組み合わせて進めていくことが大切です。

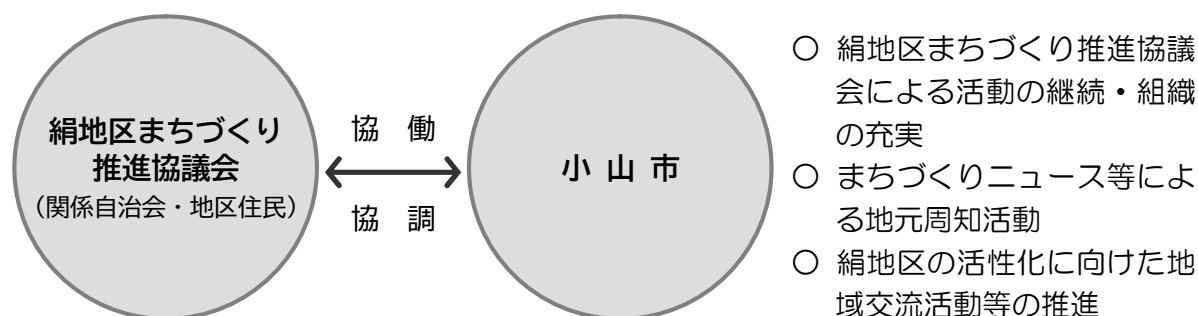
■ まちづくりの手法



B. まちづくりの実現に向けて

絹地区においては、絹地区まちづくり推進協議会（関係自治会及び地区住民）と市とが協調・協働しながら、まちづくりの実現に向けて取り組んでいく、いわゆる「協働型（パートナーシップ型）」のまちづくりを推進していきます。

■ パートナーシップ型まちづくりの推進



C. 推進協議会の責務の一部

- ① 既存道路における道路用地の4mまでの無償提供の啓発活動
- ② 事業同意（権利者意向）のとりまとめ支援
- ③ 境界確定協力に対する支援
- ④ 整備後の施設管理（道路や公園等のゴミ拾い及び草取りなど）
- ⑤ まちづくり構想により適切な開発行為を誘導

4-2 まちづくり重点項目

地区まちづくり構想の実現にあたっては、まちづくりの方針に位置づけた項目のうち、その中でも先行的かつ重点的に取り組む項目として、以下の8項目を重点プロジェクトとして位置づけ、段階的に具体化に向けた検討・調整を行い、市、地元住民、関係権利者が協働でその実現を図っていくことを原則とします。

A. 道路整備

- ・市道19、2590、2616、2661号線については、住民の生活を支える重要な道路として、その利便性や安全性の向上を図るため、一定の幅員の確保等を推進します。また、市道19号線は、渋滞緩和のため、県道編入や県道結城二宮線への直通化も視野に入れ検討推進をします。
- ・市道33号線については、県道結城二宮線および市道19号線の渋滞緩和を目的とした交通動線の改善検討をします。

B. 市道19号線の歩道整備

- ・地域住民が安全に安心して通行できるよう、市道19号線の歩道整備の推進をします。

C. 交差点等の安全対策

- ・危険な交差点等における交通事故防止や、通学路等における歩行者の安全確保のため、注意喚起を目的としたカラー舗装、スムーズ横断歩道（横断歩道＋ハンプ）、標識設置等による自動車の速度抑制と街灯、ミラー、信号機等の設置などによる交通安全対策を検討します。

D. 公共公益施設等の利活用

- ・絹公民館、絹義務教育学校、紬織物技術支援センター（栃木県紬織物指導所）、旧延島小、旧梁小、高椅神社、寺野東遺跡資料館、絹ふれあいの郷等の公共性の高い施設については、各地区の身近なコミュニティ活動の場として地域活性化拠点となるような整備及び利活用を検討します。

E. 地域の防災・防犯

- ・絹公民館、絹義務教育学校、旧延島小、旧梁小、絹ふれあいの郷等の公共性の高い施設については、防災の機能を備えた防災拠点となるよう検討します。

F. 交通基盤整備の検討

- ・高齢者等の交通弱者の大切な「生活の足」として、デマンドバスのさらなる利便性の向上（運行頻度、運行回数、運行時間等）を検討推進するとともにスクールバス等の活用や地域住民の生活圏である結城市、下野市等へのバス乗り入れ等も視野に検討します。

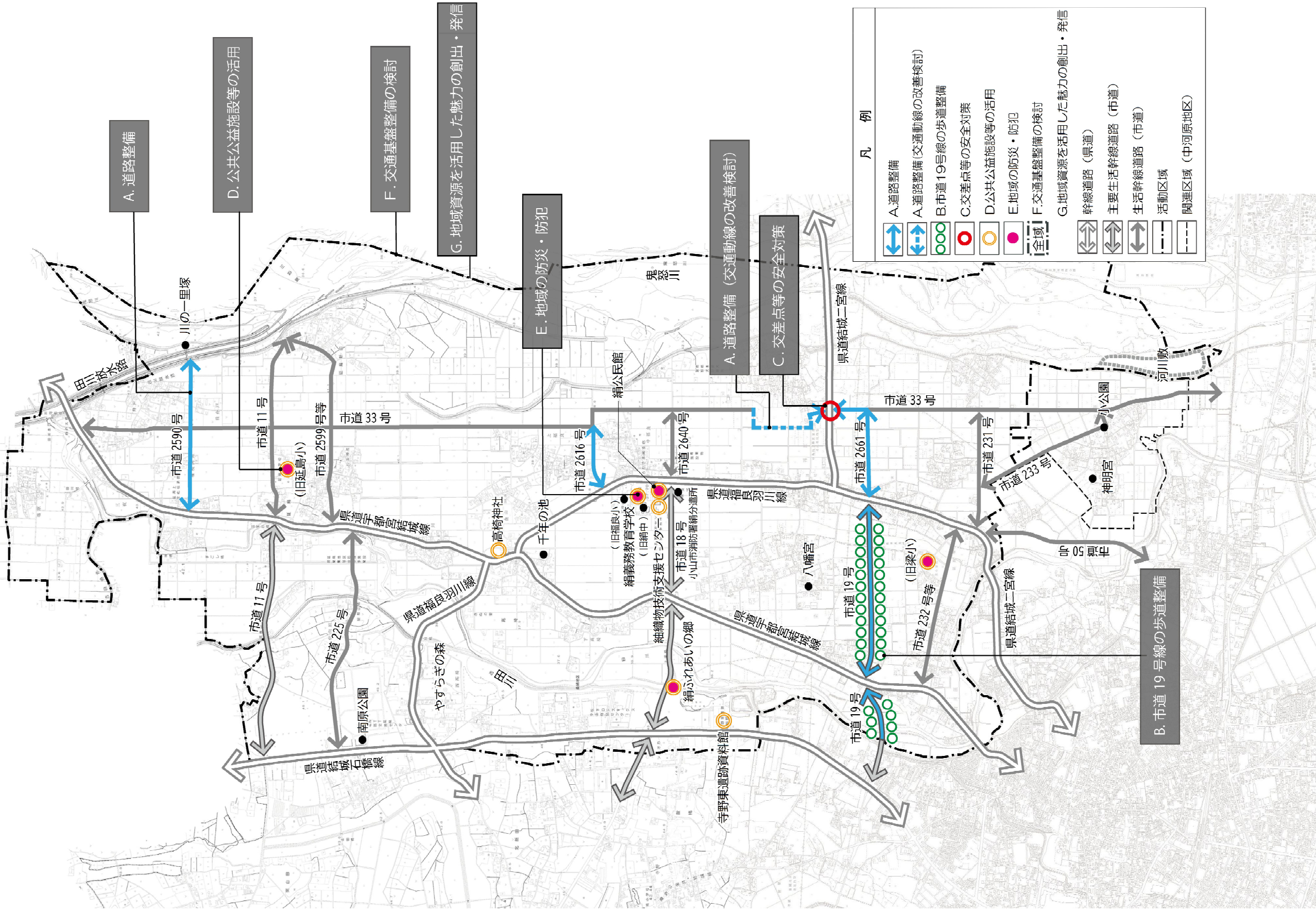
G. 地域資源を活用した魅力の創出・発信

- 絨織物や農作物、豊かな自然環境等の地域資源を活用した魅力の創出・発信及び住環境の保全・安全に向けた検討をします。

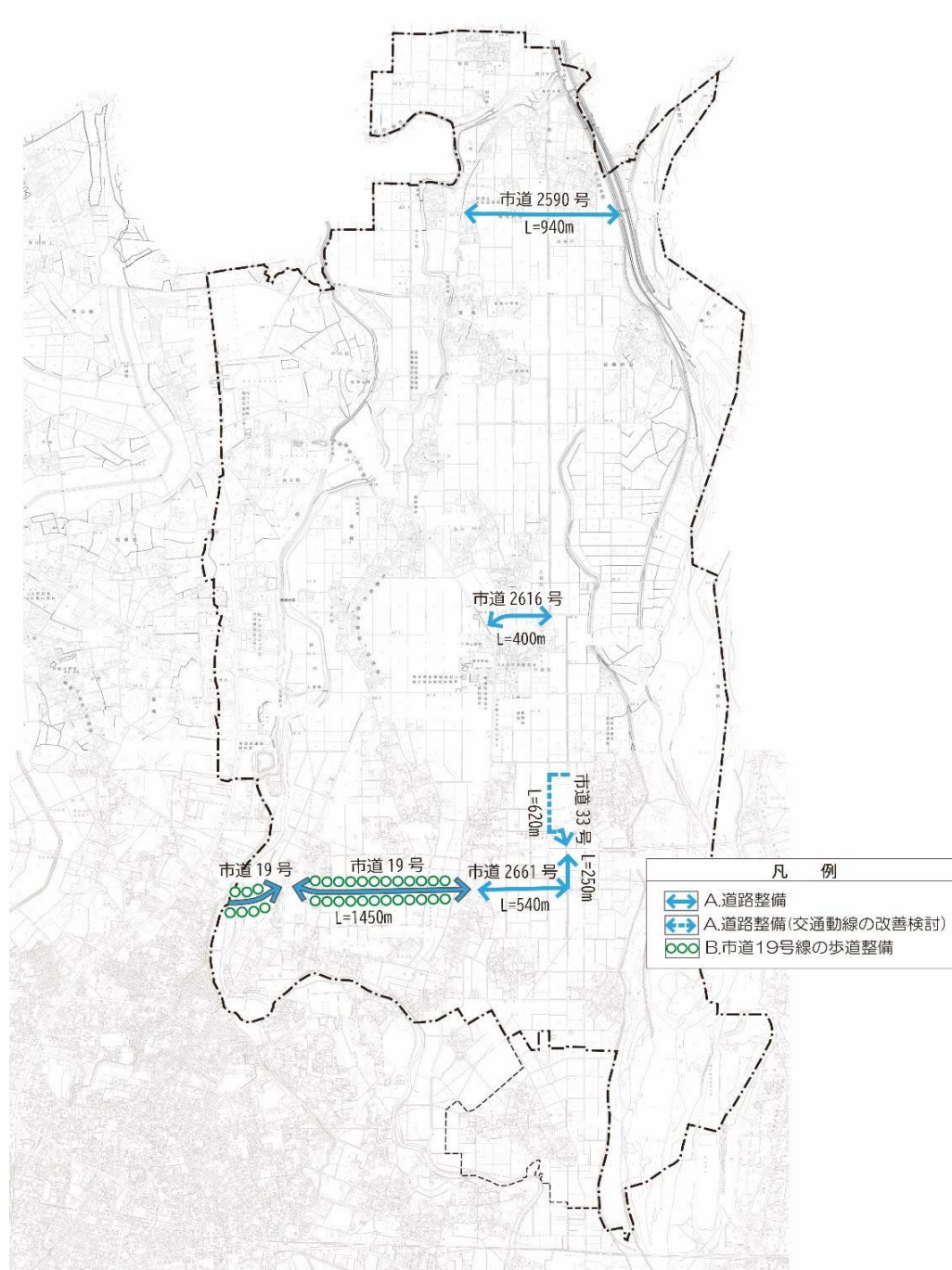
H. その他：緊急性の高い必要な事業

- 重点プロジェクト以外で生活環境向上につながる整備については、その時点で可能性等を検討しながら、整備を進めていきます。

■ まちづくり重点プロジェクト図



道路整備路線図



道路整備路線一覧表

NO	道路種類	路線名	延長 (m)	備考
1	市道	19号	1,450	
2		33号	870	道路整備：250m、 交通動線の改善検討：620m
3		2590号	940	
4		2616号	400	
5		2661号	540	
		小計	4,200	
		合計	4,200	